

<p>総務委員会資料 [総務部] 令和5年9月27日・28日</p>
--

《条例案》

第 108 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例【人事課】	1
-----------	----------------------------	---

《一般事件案》

第 111 号議案	公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限について【総務課】	2
承認第5号議案	専決処分事件の報告及び承認について<関係分> 歳入 【財政課】	3
	《令和5年度島根県一般会計補正予算(第3号)》	

《予算案》

第 91 号議案	令和5年度島根県一般会計補正予算(第5号)<関係分>	歳入	【財政課】	4
		歳出(総務部)	【総務課】	5
第 92 号議案	令和5年度島根県公債管理特別会計補正予算(第1号)		【総務課】	5
第 93 号議案	令和5年度島根県証紙特別会計補正予算(第1号)<関係分>	(総務部)	【総務課】	5

《報告事項》

1.	公立大学法人島根県立大学の令和4年度に係る業務の実績に関する評価結果について【総務課】	別冊
2.	公立大学法人島根県立大学の第3期中期目標期間に係る中間業務実績に関する 評価結果について【総務課】	別冊
3.	障がい者雇用の状況について【人事課】	10
4.	知事公舎の廃止について【管財課】	11

【第108号議案】

総務委員会資料
令和5年9月27日・28日
総務部人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正法の概要

- ・地方公共団体が行う国等の職員の派遣の要請について、改正法の施行前では、緊急事態宣言時かつ新型インフルエンザ等対策特別措置法に根拠がある事務に限り可能
- ・改正法の施行後は、政府対策本部が設置された時から職員の派遣の要請を行うことができるようにするとともに、対象事務を拡大

改正項目	改正前	改正後
要請可能時期	新型インフルエンザ等緊急事態宣言時	政府対策本部が設置されている間
対象事務	新型インフルエンザ等緊急事態措置 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する措置	特定新型インフルエンザ等対策 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する措置 ・感染症法の規定により実施する措置

3 条例改正の概要

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により本県に派遣された職員に対して支給する手当の名称の変更

改正前	改正後
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

手当の日額は、6,620円を超えない範囲内で人事委員会規則において規定

- (2) 引用する条項の整理

4 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限について

1. 概 要

島根県立大学では、令和 5 年 11 月から、社会人等の多様なニーズに応じた学習機会を、地域に積極的に提供するため、履修証明プログラムを開講する予定。

履修証明プログラム制度の実施に伴い徴収する、授業料等について、地方独立行政法人法第 23 条の規定に基づき、議決を経て認可予定。

[参考] 地方独立行政法人法 第 23 条

地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2. 履修証明プログラム

(1) 対象者 社会人等

(2) 内 容 大学等の教育・研究資源を活かし、一定の教育計画の下に体系的な知識、技術等の習得を目指した教育プログラムを提供
プログラム修了者には、学校教育法に基づく履修証明書を交付

(3) 開講予定のプログラム

- ① 食品の機能分析の活用及び研究・実践プログラム (120 時間)
- ② 地域の精神看護に係るキャリアアッププログラム (60 時間)

3. 料金の上限設定

現在、県立大学で実施している、科目等履修生（社会人等が大学の特定の科目を履修）の料金設定に準じて設定。

区 分		上 限 額
入学検定料		9, 8 0 0 円
入 学 料	県内者	1 8, 8 0 0 円
	県外者	2 8, 2 0 0 円
授 業 料 (1 単位、3 0 時間あたり)		1 4, 8 0 0 円

令和5年度一般会計補正予算(令和5年7月28日専決処分)

歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区分	R5年度		計(A)	R4年度 5月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	現計	7/28専決				
1. 県税	73,959,690		73,959,690	73,003,879	1.3%	
2. 地方消費税清算金	33,858,952		33,858,952	30,638,505	10.5%	
3. 地方譲与税	13,941,000		13,941,000	14,114,000	▲ 1.2%	
4. 地方特例交付金	359,000		359,000	374,000	▲ 4.0%	
5. 地方交付税 " (含臨時財政対策債)	182,836,901 (185,000,901)		182,836,901 (185,000,901)	183,859,000 (190,833,000)	▲ 0.6% (▲ 3.1%)	
6. 交通安全対策特別交付金	179,000		179,000	186,000	▲ 3.8%	
7. 分担金及び負担金	1,689,657		1,689,657	1,643,283	2.8%	
8. 使用料及び手数料	4,151,252		4,151,252	4,218,654	▲ 1.6%	
9. 国庫支出金	103,319,057	43,880	103,362,937	106,613,192	▲ 3.0%	災害弔慰金負担金 2,500 公立文庫施設災害復旧費負担金 38,380 保育所整備費補助金 3,000
10. 財産収入	1,628,831		1,628,831	1,705,467	▲ 4.5%	
11. 寄附金	88,459		88,459	62,884	40.7%	
12. 繰入金	12,386,892		12,386,892	11,410,531	8.6%	
13. 繰越金	5,983,681	31,823	6,015,504	5,000,711	20.3%	
14. 諸収入	12,919,793		12,919,793	11,543,962	11.9%	
15. 県債 " (除臨時財政対策債)	39,928,400 (37,764,400)	96,700 (96,700)	40,025,100 (37,861,100)	46,550,800 (39,576,800)	▲ 14.0% (▲ 4.3%)	災害復旧関係
合計	487,230,565	172,403	487,402,968	490,924,868	▲ 0.7%	

令和5年度9月一般会計補正予算(第5号) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区分	R5年度		計(A)	R4年度 9月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	現計	9月補正 (第5号)				
1. 県税	73,959,690		73,959,690	73,003,879	1.3%	
2. 地方消費税清算金	33,858,952		33,858,952	30,638,505	10.5%	
3. 地方譲与税	13,941,000		13,941,000	14,114,000	▲ 1.2%	
4. 地方特例交付金	359,000		359,000	374,000	▲ 4.0%	
5. 地方交付税 " (含 臨時財政対策債)	182,836,901 (185,000,901)		182,836,901 (185,000,901)	183,859,000 (190,833,000)	▲ 0.6% (▲ 3.1%)	
6. 交通安全対策特別交付金	179,000		179,000	186,000	▲ 3.8%	
7. 分担金及び負担金	1,689,657	104,308	1,793,965	1,642,492	9.2%	公共事業関係
8. 使用料及び手数料	4,151,252		4,151,252	4,215,795	▲ 1.5%	
9. 国庫支出金	103,362,937	▲ 706,172	102,656,765	117,442,580	▲ 12.6%	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 583,010 災害復旧費国庫負担金 133,400 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金 17,000 教育費国庫負担金 ▲54,623 土木費国庫補助金 ▲1,397,999
10. 財産収入	1,628,831		1,628,831	1,705,467	▲ 4.5%	
11. 寄附金	88,459	9,020	97,479	103,479	▲ 5.8%	社会福祉事業費寄附金
12. 繰入金	12,386,892	4,947,937	17,334,829	28,487,508	▲ 39.1%	減債基金繰入金 5,425,268 財政調整基金繰入金 ▲500,000 森林環境譲与税基金繰入金 24,350
13. 繰越金	6,140,781	12,431,216	18,571,997	13,872,889	33.9%	
14. 諸収入	12,919,793	9,298	12,929,091	11,539,950	12.0%	公共事業関係(受託事業収入) 7,280
15. 県債	40,025,100	1,225,600	41,250,700	47,622,100	▲ 13.4%	公共事業関係 1,206,100 防災施設整備債 19,500
" (除 臨時財政対策債)	(37,861,100)	(1,225,600)	(39,086,700)	(40,648,100)	(▲ 3.8%)	
合計	487,528,245	18,021,207	505,549,452	528,807,644	▲ 4.4%	

令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号）〈関係分〉
 令和5年度島根県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 令和5年度島根県証紙特別会計補正予算（第1号）〈関係分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,479,041	▲ 3,236	6,475,805
人事課	4,513,882	24,377	4,538,259
財政課	61,960,789	12,658,141	74,618,930
税務課	38,714,414	▲ 14,885	38,699,529
管財課	6,166,390	28,795	6,195,185
営繕課	361,027	▲ 22,893	338,134
情報システム推進課	2,165,520	6,069	2,171,589
総務課センター	894,934	5,363	900,297
合計	121,255,997	12,681,731	133,937,728

特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	84,404,423	5,421,012	89,825,435
税務課	671,644	0	671,644
総務課センター	10,092,078	0	10,092,078

〔一般会計〕

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		
					款	項目	
総務部	121,255,997	12,681,731	133,937,728	財源 県 12,662,231 債 19,500			
総務課	6,479,041	▲ 3,236	6,475,805	財源 県 ▲ 3,236			
1 人件費 一般職給与	872,642	▲ 17,364	855,278	一般職 113人→116人	2	1	27
2 人件費 一般職給与	7,464	▲ 28	7,436	一般職 1人→1人	5	1	43
3 人件費 一般職給与	45,005	▲ 1,299	43,706	一般職 6人→6人	7	1	55
4 私立学校経営健全性確保事業	1,593,551	15,455	1,609,006	原油価格・物価高騰の影響を踏まえ、私立学校における光熱費増高分を支援	10	9	75
人事課	4,513,882	24,377	4,538,259	財源 県 24,377			
1 人件費 一般職給与	3,304,477	24,377	3,328,854	一般職 41人→44人	2	1	27
財政課	61,960,789	12,658,141	74,618,930	財源 県 12,658,141			
1 人件費 一般職給与	153,602	2,095	155,697	一般職 22人→22人	2	1	27
2 元金償還金	54,809,451	12,622,883	67,432,334	決算剰余金を活用した繰上償還 (公債管理特別会計繰出金)	12	1	79
3 利子償還金	4,749,579	33,163	4,782,742	決算剰余金を活用した繰上償還 (公債管理特別会計繰出金)	12	1	79
税務課	38,714,414	▲ 14,885	38,699,529	財源 県 ▲ 14,885			
1 人件費 一般職給与	702,943	▲ 14,885	688,058	一般職 103人→99人	2	3	29
管財課	6,166,390	28,795	6,195,185	財源 県 9,295 債 19,500			
1 人件費 一般職給与	159,518	9,250	168,768	一般職 24人→25人	2	1	27
2 県庁舎等整備事業費	0	19,545	19,545	鳥根かみあり国スポ・全スポの開催準備にあたり、必要となる分庁舎を整備 [債務負担行為] 県庁舎等整備事業費 R5~6 849,480千円	2	1	27
堂構課	361,027	▲ 22,893	338,134	財源 県 ▲ 22,893			
1 人件費 一般職給与	331,176	▲ 22,893	308,283	一般職 49人→47人	8	6	65
情報システム推進課	2,165,520	6,069	2,171,589	財源 県 6,069			
1 人件費 一般職給与	108,760	6,069	114,829	一般職 18人→17人	2	1	27
総務事務センター	894,934	5,363	900,297	財源 県 5,363			
1 人件費 一般職給与	234,606	5,363	239,969	一般職 35人→37人	2	1	27

〔公債管理特別会計〕

(歳入)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		講義資料2掲載ページ
					款	目	
財政課							
1 一般会計繰入金	84,404,423	5,421,012	89,825,435		1	1	93
2 借換債	59,731,256	12,656,046	72,387,302				
	20,317,034	▲7,235,034	13,082,000		2	1	95

(歳出)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		講義資料2掲載ページ
					款	目	
財政課							
1 元金償還金	84,404,423	5,421,012	89,825,435	財源債 ▲7,235,034 他 12,656,046	1	1	97
2 利子償還金	79,482,618	5,387,849	84,870,467	決算剰余金を活用した繰上償還	1	1	97
	4,749,579	33,163	4,782,742	決算剰余金を活用した繰上償還	1	2	97

〔証紙特別会計〕

(歳入)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		講義資料2掲載ページ
					款	目	
税務課							
1 証紙収入(県税)	671,644	0	671,644		1	1	101
2 繰越金	670,185	▲2,940	667,245		1	2	102
	1,459	2,940	4,399				

(歳出)

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概要	予算科目		講義資料2掲載ページ
					款	目	
税務課							
1 一般会計繰出金	671,644	0	671,644	財源 県税・使・手 ▲2,940 他 2,940	1	1	—
	671,644	0	671,644	繰越金の増額に伴う財源調整	1	1	—

私立学校・私立専修学校における光熱費等緊急支援について

原油価格・物価高騰の影響を受ける中、生徒の学習環境を確保するため、学校における光熱費等を支援

1. 私立学校に対する支援

(1) 支援内容

- ・光熱費等単価の上昇分（令和3年度同月比）について助成

(2) 助成対象

- ① 私立中学校・高等学校（増額）
- ② 私立専修学校高等課程・専門課程（増額）

(3) 助成率

- ① 私立中学校・高等学校・専修学校高等課程 県 10/10
- ② 私立専修学校専門課程 県 1/2・学校法人 1/2

(4) 予算額

15,455千円

県庁舎等整備事業について

1. 概要

国民スポーツ大会(2030年度開催予定)の準備にあたり、本庁舎を始めとする既存庁舎(分庁舎、第2分庁舎、第3分庁舎、東庁舎及び南庁舎)ではスペースの確保が困難であり、かつ本庁舎等の近傍に適当な借上施設等も無いことから、庁舎を建設する。

2. 事業内容

- ・ 予 定 地 元交通機動隊跡地(松江市黒田町地内) 約8,100㎡
- ・ 本 館 鉄骨造2階建て 延べ面積 1,545㎡
- ・ 警察庁舎 プレハブ造2階建て 延べ面積 606㎡(R10年度からリース)
- ・ 倉 庫 プレハブ造平屋建て 延べ面積 303㎡(R10年度からリース)

3. スケジュール

	R 5						R 6									R 7				
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
設計	■	■	■	■																
入札					■															
工事						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
移転																				■

供用
開始

4. 事業費

869,025千円

(内訳)

- 設計経費 19,545千円(9月補正予算)
- 地質調査 6,855千円
- 実施設計 12,690千円
- 建設工事 849,480千円(債務負担行為)

5. その他

国民スポーツ大会終了後、県庁舎の執務室や会議室の再配置に利用

障がい者雇用の状況について

1. 制度概要

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者には一定数以上の障がい者雇用に義務づけ

2. 知事部局における障がい者雇用率の状況（令和5年6月分・島根労働局報告数値）

※職員数等は、障がいの程度や勤務時間に基づく換算により算出することとされているため、実人数とは異なる

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数（人）	障がい者の数（人）	実雇用率（%）	不足数（人）	法定雇用率（%）
4,174.0	112.5	2.70	0	2.60

毎年6月1日現在の状況を国に報告

（前年比）

実雇用率の増減（%）	障がい者数の増減（人）	不足数の増減（人）
2.61 ⇒ 2.70 (+0.09)	106.0 ⇒ 112.5 (+6.5)	0

（主な変動理由）

- ・ 正規職員について、令和5年4月1日に障がい者枠として3名（身体2名、精神1名）採用のほか、新たに申告があったことなどにより5名分増
- ・ 会計年度任用職員について、令和4年7月以降、障がい者枠としての採用などにより1.5名分増

3. 採用スケジュール

10月以降 会計年度任用職員（障がい者枠）の採用試験を実施

10月下旬 障がい者（身体、知的、精神）を対象とした正規職員採用試験を実施
〈令和6年4月採用〉

4. 今後の取組等

- ・ 「島根県障がい者活躍推進計画」に基づき、引き続き、障がいのある職員が、その特性や個性に応じて、能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じる事ができる職場づくりを推進
- ・ 障がい者の働きやすい職場環境づくりや障がい特性に応じた雇用管理に関する理解を深めるための「職員研修」を継続的に実施
- ・ 健康福祉部や教育委員会等と連携し、障がいのある職員に担ってもらえる職務の選定・創出、作業の集約化、支援体制・職場環境の整備等の強化

【参考】教育委員会等の障がい者雇用率の状況

	実雇用率（%）		法定雇用率（%）
	R5.6.1	R4.6.1	
教育委員会	2.48	2.45	2.50
病院局	2.14	1.67	2.60

知事公舎の廃止について

老朽化した知事公舎の用途を廃止し、公邸部分の貸出を今年度で終了

1 施設概要

所在地	松江市北堀町 241 番地
敷地面積	2,434.61 m ²
延べ面積	341.68 m ² (うち公邸部分 151.10 m ² 、私邸部分 190.58 m ²)
構造	木造平屋建
建築年	昭和 61(1986)年 3 月建築

2 現在の利用状況

- ・令和元年 5 月以降、知事の入居なし
- ・令和元年 10 月 1 日より文化芸術等の振興を図る目的での貸出を開始
(公邸部分のみ。有償)
- ・利用実績 6 件 (令和 5 年 8 月末現在)

3 公舎廃止の理由

建物内部の老朽化などが顕著となり、次に利用する場合には多額の修繕費用を要する状況になったため

4 今後の予定

- ・知事公舎としての用途を廃止し、管理コストを最小限に抑制
- ・利活用策として行っていた公邸部分の有償貸出を終了
- ・跡地は、表通りの門塀を残すなど、現在の景観を保持した活用策を売却の可能性も含めて検討